

尾道市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱を次のように定める。

平成21年8月17日

尾道市長 平谷 祐宏

## 尾道市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事、建設関連業務、物品調達等及び公有財産の売払いに係る契約（以下「市発注契約」という。）から暴力団等を排除するために必要な措置等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 建設関連業務 建設工事に係る調査、測量又は設計の業務をいう。
- (3) 物品調達等 物品製造の請負、買入れ等、処分又は業務の委託（建設関連業務を除く。）をいう。
- (4) 公有財産 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条に定める公有財産をいう。
- (5) 有資格業者等
  - ア 市の競争入札に参加する資格に関する審査を受け、資格を有すると認められた者
  - イ アに掲げるもの以外の者であって、本市の競争入札の参加者となる者又は随意契約の相手方となる者（相手方を特定するために見積書を徴しようとし、又は特定する手続に参加させようとする者を含む。）
  - ウ ア及びイに掲げる者以外の者であって、本市が締結する契約等の相手方となるため、本市に申請又は登録の申込み等を行ったも

の

- (6) 有資格業者等の役員等 有資格業者等である個人又は有資格業者等である法人の役員若しくはその支店若しくは営業所（常時請負等の契約を締結する営業所をいう。）を代表する者をいう。
- (7) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団のほか、集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある組織を総称していう。
- (8) 暴力団関係者 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員のほか、暴力団に協力し、関与する等これと関わりを持つ者をいう。
- (9) 不当介入 市発注契約の相手方（以下「受注者」という。）に対して行われる契約等の履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、契約等の履行の障害となるものをいう。）をいう。  
（警察等関係行政機関からの通報に伴う対応）

第3条 市長は、有資格業者等が別表第1に掲げる措置要件の1から5までのいずれかに該当する旨の通報があったときは、尾道市建設工事等暴力団対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の審議を経て、建設工事等請負業者指名除外基準要綱（平成7年4月1日施行。以下「指名除外基準要綱」という。）に基づき指名除外の措置を行うものとする。ただし、前条第5号イ又はウに規定する者の場合は、指名除外基準要綱に準じた措置又は契約等の相手方から当分の間排除する措置（以下これらの措置を「指名除外等の措置」という。）をとるものとする。

（関係官公庁等からの情報入手に伴う対応）

第4条 市長は、警察等捜査機関以外の関係官公庁及びその他の機関等から、この要綱の対象となる有資格業者等に関する情報を入手したときは、警察等捜査機関に対して当該情報の確認を行うことができる。

2 前項の確認の結果、有資格業者等が別表第1に掲げる措置要件の1から5までのいずれかに該当すると確認された場合には、前条の規定を準用する。

（契約の解除）

第5条 市長は、市発注契約の受注者が別表第1の措置要件のいずれか

に該当すると認められる場合には、当該契約の解除ができるものとする。

(不当介入に対する措置)

第6条 市長は、受注者が本市発注契約の履行に当たって、暴力団等による不当介入を受けたときは、受注者にその旨を直ちに本市へ報告させるとともに、所轄の警察署に届け出させるものとする。

2 市長は、受注者から前項の規定による報告があった場合は、速やかに所轄の警察署と連絡・協議を行い、受注者を適切に指導するものとする。また、不当介入による被害を受けている場合には、受注者に被害届を速やかに所轄の警察署に提出させるものとする。

3 市長は、前2項の規定の適用に当たっては、機会あるごとに受注者を指導するものとする。

4 契約期間の延長等の措置を行う場合には、受注者及び所轄の警察署との協議の内容を踏まえ、適切な契約期間の延長等を行うものとする。

(協議会の設置)

第7条 市発注契約に関して、暴力団等の関与に関する情報を入手した場合において、その対応協議及び関係官公庁等との連絡調整等を行うため、協議会を設置する。

2 協議会は、会長、副会長及び別表第2に掲げる者をもって構成する。

3 会長は副市長を、副会長は別表第2建設工事又は建設関連業務に係る契約の場合は建設部長を、同表物品調達等に係る契約の場合及び公有財産の売払い等に係る契約の場合は企画財政部長をもって充てる。

4 会長は、会務を統括する。

5 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(協議会の運営)

第8条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会は、警察等捜査機関及び関係官公庁等からの参加者を求め、意見を聴くことができる。

3 協議会は、警察等捜査機関と密接な連携のもとに運営するものとする。

4 協議会の会議は、非公開とし、何人もその内容を他に漏らしてはならない。

5 協議会の事務局は、建設工事又は建設関連業務に係る契約の場合は建設部契約課に、物品調達等又は公有財産の売払い等に係る契約の場合は企画財政部財政課に置く。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年9月1日から施行する。
- 2 尾道市建設工事等暴力団対策措置要綱（昭和63年7月1日施行は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年3月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第4条及び第5条関係）

措 置 要 件
1 有資格業者等若しくは有資格業者等の役員等が、暴力団の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が有資格業者等の経営に実質的に関与していると認められるとき。
2 有資格業者等、有資格業者等の役員等又は経営に実質的に関与している者が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。
3 有資格業者等、有資格業者等の役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められるとき。
4 有資格業者等、有資格業者等の役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
5 有資格業者等、有資格業者等の役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは4に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
6 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が1から5までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
7 暴力団又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
8 受注者が、1から5までのいずれかに該当する者を契約の相手方としていた場合に、市長が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

別表第2（第7条関係）

<p>建設工事又は建設関連業務に係る契約の場合</p>	<p>物品調達等に係る契約の場合</p>	<p>公有財産の売払い等に係る契約の場合</p>
<p>参事（定住交流担当） 上下水道局長 因島総合支所長 御調支所長 向島支所長 瀬戸田支所長 契約課長 工事担当課長</p>	<p>財政課長 契約課長 教育委員会庶務課長 土木課長 病院事業局尾道市立市民病院事務部経営企画課長 上下水道局経営総務課長 因島総合支所市民生活課長 瀬戸田支所住民福祉課長 発注課及び依頼課の課長（これに準ずる者を含む。）</p>	<p>財政課長 契約課長 因島総合支所長 瀬戸田支所長 契約担当課長（これに準ずる者を含む。）</p>